

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定により、海上自衛隊呉史料館建設維持管理運営事業に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成25年6月24日

防衛大臣 小野寺 五典